地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	道路管理課	整理番号	3-232
許認可等の種類	兼用工作物の費用に関する協議				
根拠法令条例 等·条項	道路法第55条第1項				
許認可等の概要	兼用工作物の費用に関して、当該道路の管理者は他の工作物の管理者と協議してその 分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。				
審査基準(未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申	請実績がないため			
基準の制定根拠	_				
標準処理期間(未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申	請実績がないため))		
期間の制定根拠	_				